

議案第三十一号

町議会議案の送審区及び送審すべき議案の数に関する条例の一部を次の
 ように改正するものとする。

昭和三十一年三月十四日提出

昭和三十一年三月十四日提出

昭和三十一年三月十四日提出

昭和三十一年三月十四日提出

昭和三十一年三月十四日提出

天野 兼

昭和三十一年三月十四日提出

町議会議案の送審区及び議案の数に関する条例の一部改正案

案二条を次の通り改正する

案三条 各送審区において送審すべき議案の数は左の通り定める

送審区の名 議案の数

第一送審区	五
第二送審区	三
第三送審区	三
第四送審区	七
第五送審区	八

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

